

I 福岡県選手強化事業概要

1 福岡県競技力向上全体計画

(1) 基本方針

第45回国民体育大会（平成2年）の開催を契機に、本県の競技力は飛躍的に向上したが、その後、企業スポーツの撤退や指導者の高齢化が進むなどの要因で、長きに渡り目標とする国民体育大会8位以内の入賞を果たせていない状況にあった。しかしながら、平成18年度から取り組んだジュニア対策事業等の効果により、第68回国民体育大会では16年ぶりとなる男女総合成績8位入賞、第69回大会は7位、第70回大会は8位と、3年連続で8位以内入賞を果たすことができた。

その後、2年間は入賞を逃したものの、第73回国民体育大会男女総合成績では3年ぶりとなる8位入賞、更に5年ぶりとなる女子総合成績8位入賞と本県の競技力強化の成果が伺えた。

第75回大会は、冬季大会は開催されたものの、本大会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、史上初の延期となった。その後の第76回大会も冬季大会（スケート、アイスホッケー）は開催されたものの本大会は中止となり、2年間本国体が実施されなかった。

3年ぶりに開催された第77回大会では、男女総合成績8位入賞を果たすことができた。続く令和5年度特別国民体育大会においては、第69回大会より9年ぶりとなる男女総合成績7位入賞を果たした。新型コロナウイルス感染症の影響により、各種大会の中止や延期、様々な制限のある中で活動を強いられるなどの困難に直面したが、各競技団体が競技力向上の歩みを止めず、創意工夫を凝らしながら継続して強化事業を実施した成果である。

今後も、本県競技力の向上を図るため、関係団体がより密接に連携を図りながら一層の努力を重ねるとともに、県民のスポーツの推進に先導的役割を果たし、県政の発展に寄与する。

(2) 目 標

素質ある選手の早期発掘と長期的な展望に立った指導により、国民スポーツ大会並びに全国規模の各種大会で通用する選手の育成に努め、優秀な成績を収める。

(3) 方 策

福岡県教育委員会・(公財)福岡県スポーツ協会・(公財)福岡県スポーツ振興センター・福岡県選手強化推進実行委員会が連携を図りながら、競技団体・学校体育団体の協力を得て、各種競技力向上事業を推進する。

(4) 事業一覧 別 紙 (P 2)

福岡県競技力向上事業一覧

福岡県 競技力 向上 事業	ジュニア対策事業	— 競技力強化事業	(実)
		— 女性アスリート遠征合宿事業	(ス)
		— ナショナルアスリートパスウェイ構築事業	(実)
		— ふるさと選手活動支援事業	(実)
		— 重点種目等支援事業	(ス)
		— トップアスリート活動助成事業	(基)
		— イノベーション導入助成事業	(基)
		— ジュニアアスリート育成環境整備事業	(ス)
		— ICTを活用した一貫指導システム構築事業	(ス)
		— ジュニアアスリート支援事業 (国内外支援等事業)	(ス)
	— 福岡県タレント発掘事業	(セ・ス・教)	
	— 中学校新人大会助成	(実・教)	
	— 選手強化研修会	(実・セ・ス)	
	指導者養成事業	— 指導者養成・研修会	(セ・ス)
		— 選手強化指導者研修会	(実・セ・ス)
	スポーツ医・科学サポート事業	— スポーツ医事・健康体力相談	(実・セ)
		— スポーツアドバイザー派遣	(実・ス)
	普及事業	— 全国大会等各種スポーツ大会助成	(実)
	組織整備事業	— 競技団体等ガバナンス強化事業	(ス)
	調査・研究事業	— スポーツ医・科学研究助成	(セ・ス)
		— 競技力調査・他県調査	(実・セ・ス)
	広報事業	— 啓 発	(実・セ・ス・教)
	条件整備事業	— 健康・安全対策	(実)
		— 県有馬委託	(教)
		— 施設使用料減免対策	(教・実・セ・ス)
		— ユニフォーム作成助成	(実)
	顕彰事業	— 福岡県教育文化表彰	(教)
		— スポーツ協会表彰	(ス)

(実) …… 福岡県選手強化推進実行委員会

(教) …… 福岡県教育委員会体育スポーツ健康課

(ス) …… (公財)福岡県スポーツ協会

(セ) …… (公財)福岡県スポーツ振興センター

(基) …… (公財)福岡県スポーツ推進基金

2 福岡県選手強化推進実行委員会

(1) 福岡県選手強化推進実行委員会の設置趣旨

第45回国民体育大会 夏・秋季大会「とびうめ国体」が本県で開催されるのを契機に、昭和58年8月「福岡県競技力向上対策本部」を設置し、「福岡県競技力向上7か年計画」に基づいて、総合的な競技力向上事業を強力に推進した。

その結果、県民のスポーツに対する関心は高まり、競技水準も大きく引き上げられ、本県スポーツ界の悲願でもあった天皇・皇后両杯を獲得することができた。

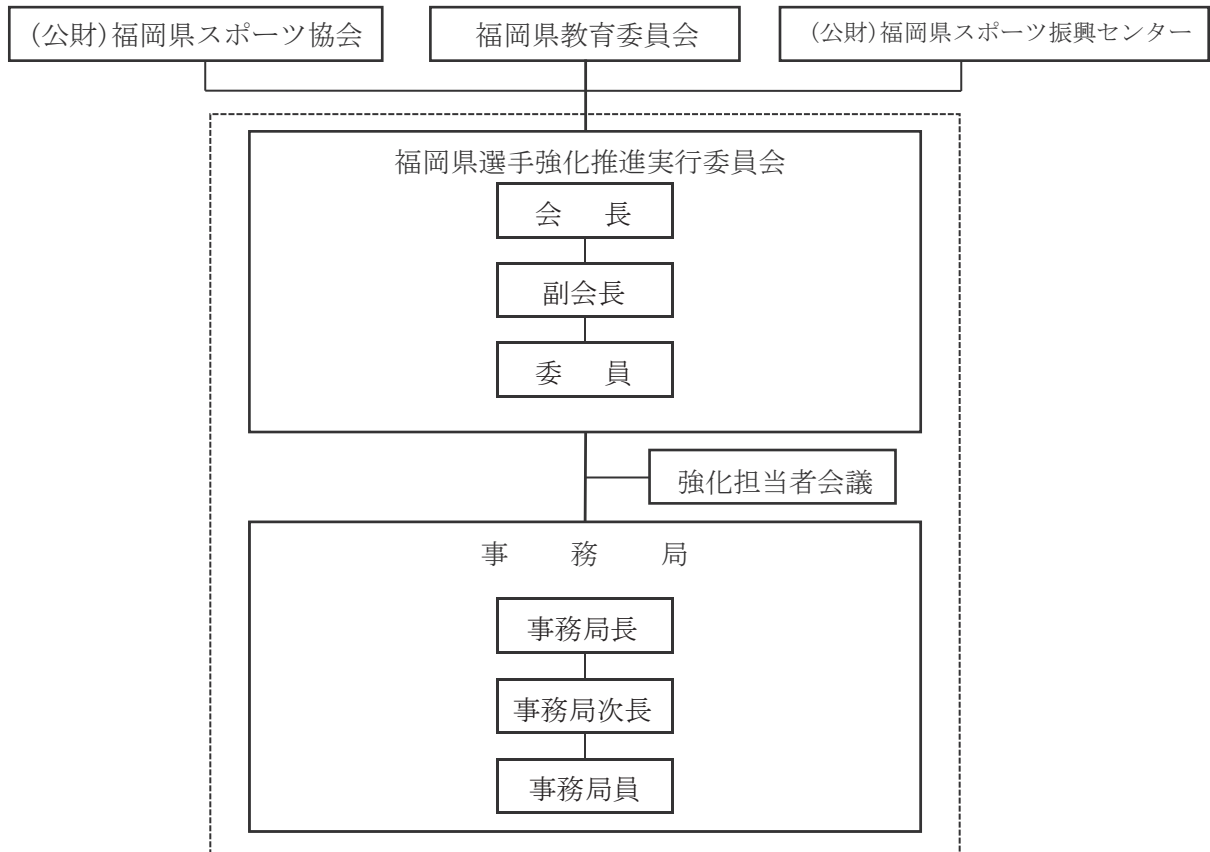
「とびうめ国体」終了後の競技力向上事業については、国体開催で高めた競技力の維持・向上と、競技スポーツ振興の観点からも、各種選手強化事業を計画的、効率的にしかも円滑に遂行する必要があった。

その結果、平成3年5月1日、先の「福岡県競技力向上対策本部」の趣旨を踏まえ、事業を継承する「福岡県選手強化推進実行委員会」を設置した。

本委員会は、県スポーツ協会をはじめ関係機関と緊密な連携を図り、全県的な体制のもとに本県競技力の飛躍的な発展のため、各種選手強化事業を鋭意推進するものである。

(2) 福岡県選手強化推進実行委員会組織

ア 組織図



イ 福岡県選手強化推進実行委員会役員・一覧表

令和6年4月1日現在

役・委員	所属先役職名	氏名
会長	福岡県教育庁教育振興部長	田中 直喜
副会長	県スポーツ推進審議会会長	片峯 隆
〃	(公財)福岡県スポーツ協会専務理事	城戸 英敏
委員	学識経験者	磯貝 浩久
〃	(公財)福岡県スポーツ協会競技力向上委員会副委員長	佐藤 哲也
〃	(公財)福岡県スポーツ協会競技力向上委員会副委員長	佐竹 養一
〃	(公財)福岡県スポーツ振興センター副所長	田嶋 英広
〃	(公財)福岡県スポーツ協会スポーツ医・科学委員会委員長	清家 渉
〃	福岡県中学校体育連盟会長	野口 修司
〃	(公財)福岡県スポーツ協会競技力向上委員会委員長	守 昌宏
〃	福岡県高等学校体育連盟会長	山田 裕二
監事	(公財)福岡県スポーツ協会監事	秋山 憲一郎
〃	福岡県教育庁教育総務部財務課長	佐々木 正

(委員：五十音順)

福岡県選手強化推進実行委員会会則

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、福岡県選手強化推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第45回国民体育大会で高めた競技力の維持向上と選手の育成強化を図り、もって本県スポーツの飛躍的發展に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に挙げる事業を行う。

- (1) 競技力向上の総合計画に関すること。
- (2) 競技力向上事業の実施に関すること。
- (3) 競技力向上の条件整備に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組 織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、次に挙げる者のうちから会長が委嘱した委員をもって構成する。

- (1) 県の職員
- (2) 体育団体その他関係機関及び団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) スポーツ推進審議会委員

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 監 事 2名

第 6 条 会長は、福岡県教育庁教育振興部長をもって充てる。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、実行委員会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計及び業務を監査する。

(役員の仕事)

第 8 条 委員及び役員の仕事は、実行委員会の目的を達成するまでとする。ただし、第4条第1号、第2号及び第4号に規定する者でなくなったときは、委員及び役員の仕事は終了する。

第3章 会 議

(会議)

第 9 条 実行委員会の会議は、2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員会)

第 10 条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、次の事項について議決する。

- (1) 実行委員会事業の基本計画に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 規約改廃に関すること。
 - (4) その他重要事項に関すること。
- 2 実行委員会の議長は、会長とする。
 - 3 実行委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(専決処分)

第 11 条 会長は、第6条第3項及び第10条に定める事項について、緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができない場合、または、定例的かつ軽易な事項について専決処分を行うことができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分を行ったときは、速やかに書面により意見を求め、その承認を得なければならない。

第5章 強化担当者会議

(強化担当者会議)

- 第 12 条 実行委員会に強化担当者会議を置く。
- 2 強化担当者会議は、実行委員会事業の強化策等について、意見の具申を行う。
 - 3 強化担当者会議の構成については、会長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

- 第 13 条 実行委員会の事業に係る事務を処理させるため、実行委員会事務局を福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課（以下「体育スポーツ健康課」という。）内に置く。
- 2 事務局に事務局長を置き、体育スポーツ健康課長をもって充てる。
 - 3 事務局に所要の数の事務局員を置き、会長が委嘱する体育スポーツ健康課職員及び関係団体職員をもって充てる。
 - 4 事務局に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 会計

(会計)

- 第 14 条 実行委員会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務経費)

- 第 15 条 実行委員会の経費は、交付金、補助金その他の収入をもって充てる。

第8章 補則

(委任)

- 第 16 条 この会則に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成3年5月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

福岡県選手強化推進実行委員会事務局規定

(名 称)

第 1 条 この規定は、福岡県選手強化推進実行委員会会則第 13 条の規定に基づき、福岡県選手強化推進実行委員会事務局（以下「事務局」という。）における事務処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(職 員)

第 2 条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）のほか、次の職員を置く。

- (1) 事務局次長 若干名
- (2) 事務局員 若干名

2 事務局次長（以下「次長」という。）は、福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課長補佐をもって充てる。

(職 務)

第 3 条 局長は、会長の命を受けて事務を掌理する。

2 次長は、局長を補佐し、局長に事故あるとき又は局長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(補 則)

第 4 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は局長が別に定める。

附 則

この規定は、平成 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 令和5年度事業概要について

ア 実行委員会運営

【事業説明会】

○令和5年4月

令和5年度福岡県選手強化推進実行委員会の事業説明についてはインターネットで配信し、各競技団体に周知した。各種事業の資料及び申請書・報告書の様式については、公益財団法人福岡県スポーツ推進基金のホームページからダウンロードすることとした。

【実行委員会】

○令和5年6月29日（木）

令和4年度福岡県選手強化推進実行委員会監査

○令和5年6月

トップアスリート育成強化事業補助対象者及び補助額の決定については、会長の専決処分ののち第1回福岡県選手強化推進実行委員会（書面表決）にて決議

○令和6年3月27日（月）

第2回福岡県選手強化推進実行委員会

- ・令和5年度事業報告（案）
- ・令和5年度歳入歳出決算見込（案）
- ・令和6年度事業（案）
- ・令和6年度歳入歳出予算（案）

【強化担当者会議】

○令和5年6月

第1回強化担当者会議（書面による意見聴取）

- ・令和5年度トップアスリート育成強化事業補助対象者及び補助額の決定について

○令和6年3月

第2回強化担当者会議（書面による意見聴取）

- ・第78回国民スポーツ大会冬季大会の成績について
- ・近年の国民体育大会成績からみた今後の競技力向上事業の在り方について
- ・令和5年度福岡県選手強化推進実行委員会特別事業の成果と課題について（トップアスリート育成強化事業、女性アスリート遠征合宿事業、女性アスリート活性化事業、ナショナルアスリートパスウェイ構築事業）
- ・令和6年度福岡県選手強化推進実行委員会事業（案）について
- ・令和6年度福岡県選手強化推進実行委員会特別事業（案）について（トップアスリート育成強化事業（案）、女性アスリート遠征合宿事業（案）、ナショナルアスリートパスウェイ構築事業（案））

【視察・激励】

○競技力向上事業等 41団体の視察を実施

○特別国民体育大会本大会 鹿児島県鹿児島市等 10/7～10/17 本部役員25名

○第78回国民スポーツ大会冬季大会

スケート・アイスホッケー 北海道苫小牧市 1/27～2/3 本部役員15名

スキー 山形県山市・最上町 2/21～2/24 本部役員11名

イ 競技力向上事業

【競技力強化事業】

- 4 1 競技団体で実施
- 少年 2 9 種別は高体連に助成
- 県内での強化練習会、県外での強化合宿

【ジュニア対策事業】

- 中学校新人大会：令和 5 年 9 月～令和 6 年 2 月にかけて、1 7 競技種目で実施
- 選手強化研修会：令和 6 年 1 月 2 0 日（土）6 3 名参加 ※オンラインでの参加者含む

【指導者養成事業】

- 選手強化指導者研修会：令和 5 年 1 1 月 2 4 日（金）8 3 名参加

【スポーツ医・科学サポート事業】

- 総合運動能力、全身持久力の測定：4 競技団体で 1 0 9 名が実施
- スポーツアドバイザー派遣事業：今年度実施なし

【調査研究】

- 本県競技団体のジュニア選手視察：3 競技団体実施（剣道、相撲、馬術）

【広報事業】

- 「福岡県選手強化事業概要及び競技力報告書」の発刊
- 強化指定者の指定：監督 4 1 1 名、選手 2, 5 8 6 名

【条件整備事業】

- 強化指定者のスポーツ安全保険加入に要する経費の補助
- 強化指定者（次世代ジュニア）の県立体育・スポーツ施設使用料・利用料金の減免
- 国民体育大会福岡県選手団のユニフォーム作成にかかる経費の補助等

【トップアスリート育成強化事業】

- 2 7 競技団体、1 2 1 名で実施（中学生：2 1 名）
- 国内外の遠征合宿

【女性アスリート遠征合宿事業・女性アスリート活性化事業】

- 県外遠征・主要大会参加事業：8 競技団体実施
- 強化拠点整備事業：7 競技団体実施
- 女性アスリートトップ選手招聘事業：4 競技団体実施
- 女性指導者育成・派遣事業：3 競技団体実施

【ナショナルアスリートパスウェイ構築事業】

- 合同育成検証プログラム等：3 競技で 2 0 回実施
- 指定選手選考会：1 回実施
- 中央競技団体の年代別育成選手：3 競技で 3 名が選出

(4) 令和6年度事業について

ア 基本方針

福岡県選手強化推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、第45回国民体育大会で高めた競技力の維持向上と選手の育成強化を図るため、強化事業を実施する。

なお、事業実施にあたっては、競技団体を中心に中・高体連と連携をとりながら効率的運営に努める。

イ 実施目標

実行委員会は、本県の代表選手が各種競技会において優秀な成績をあげることを目的に強化事業を実施するが、中でも最も重要な大会を国民スポーツ大会と位置付け、事業の実施にあたる。

ウ 実施方法

事業の実施にあたっては、競技団体がその対象となる者を選出・決定し、年間を通じて強化事業を行う。

エ 事業の方向性

- ・国民スポーツ大会に向け、目標や計画を明確にするとともに、選手のモチベーションの維持向上を図り、より効果的な選手強化事業を推進する。
- ・各競技団体の独自性を生かした戦略的強化を図る事業を推進させ、選手強化の充実を図るために、競技団体や学校体育団体等、関係機関・団体との連携を深める。

オ 強化費及び内容

強化費の種類 内 容	競技団体別強化費	種別強化費	
算定基準	過去2年間の国体成績等による ランク別配分	過去3年間の国体成績等によるランク別配分	
補助対象	競技団体において実情に応じ、対 象種別・種目を決定	種別・種目を限定	
補助期間	該 当 年 度	該 当 年 度	
対象団体	競 技 団 体	成 年	競 技 団 体
		少 年	高 体 連 ※高体連に専門部がない競技 は、競技団体が対象

カ 令和6年度福岡県選手強化推進事業計画

会議名 月	事務局会議	行事等	強化関係	学校体育団体関係 福岡県スポーツ振興センター
4月	第1回		当年度国スポ	●
5月	第2回	実行委員会事業説明会 補助金執行状況等調査競技 団体ヒアリング	第44回九州ブロック大会 前期大会：鹿児島（5/19）	● スポーツ医事・健康体力相談 ● 福岡県高等学校総合体育大会
6月	第3回	福岡県競技力向上事業概要 及び競技力報告書発刊 第1回強化担当者会議	各種大会向け強化	● 全九州高等学校体育大会
7月	第4回		第44回九州ブロック大会 前期大会：宮崎 （7/12～14・7/19～21・7/26～28） 後期大会：宮崎 （8/17～19・8/23～27・8/28～9/1） ・ 激励	● 福岡県中学校総合体育大会
8月	第5回			● 全国高等学校総合体育大会 ● 九州中学校体育大会 ● 全国中学校体育大会
9月	第6回	第78回国民スポーツ大会 結団式	第78回国民スポーツ大会 佐賀（9/5～17・9/21～10/1）※会期前 佐賀（10/5～10/15）	● 福岡県中学校新人体育大会
10月	第7回		次年度国スポに向け	● 福岡県中学校新人体育大会
11月	第8回	第78回国民スポーツ大会 解団式	戦力	選手強化指導者研修会
12月	第9回		第44回九州ブロック大会 冬季大会：福岡（12/7～8）アイスホッケー競技	
1月	第10回	第79回国民スポーツ大会 冬季大会結団式	強化・激励	● 選手強化研修会
2月	第11回		第79回国民スポーツ大会冬季大会 スケート・アイスホッケー 岡山（1/26～2/5） 第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー 秋田（2/13～16）	●
3月	第12回	強化担当者会議 選手強化推進実行委員会		● 全国高等学校選抜大会

(5) 令和6年度福岡県選手強化推進実行委員会事業

事業名		内容
実行委員会運営		<ul style="list-style-type: none"> ○実行委員会 ○強化担当者会議 ○選手強化推進実行委員会事業説明会 ○選手強化事業の視察・激励 ○顕彰に関すること
選手強化事業	当年度強化事業	競技力強化事業 ○国スポ成年・少年種別遠征・合宿に要する経費の一部を補助
	ジュニア対策事業	中学校新人県大会等 ○中学校体育連盟が実施する新人県大会等の開催に係る経費の一部を補助
		選手強化研修会 ○強化指定選手等に対し、トップアスリート等の講話等によるアスリートロールモデルの構築や、スポーツ医・科学等に立脚したトレーニング方法等を習得することを目的とした研修会を開催
	指導者養成事業	選手強化指導者研修会 ○強化事業に携わる指導者に対し、最新のスポーツ推進方策とスポーツ医・科学に関する情報を提供する研修会の開催
	スポーツ医・科学サポート事業	スポーツ医事・健康体力相談 ○本県選手の体力・運動能力等について医・科学測定を行い、適切なトレーニング方法のアドバイス等を実施
		スポーツアドバイザー派遣事業 ○競技団体等が実施する事業等に対しスポーツアドバイザーを派遣
	調査研究	競技力調査・他県調査 ○実行委員会委員等を各種大会や他県へ派遣 ○本県及び他県選手の競技力の分析
	広報事業	啓発 ○「福岡県競技力向上事業概要及び競技力報告書」のデジタル発刊 ○強化指定者に「強化指定者指定証」を発行
	条件整備事業	健康・安全対策 ○強化指定者のスポーツ安全保険加入に要する経費を補助
		施設使用料減免対策 ○強化指定者（次世代ジュニア）の県立体育・スポーツ施設使用料・利用料の減免
ユニフォーム作成助成 ○国民スポーツ大会福岡県選手団ユニフォーム購入に係る経費の補助		
特別事業	ナショナルアスリートパスウェイ構築事業 ○福岡県を中心に、九州各県タレント発掘事業等で発掘された選手のうち、特に優れた能力を有する選手を集め大規模なプログラムを実施するとともに、中央競技団体のアスリート育成パスウェイにつなぐシステムを構築	

競技力強化事業実施要項

1 目 的

本県の競技力の指標である、国民スポーツ大会常時8位以内入賞の目標を達成するためには、関係機関・団体が総力をあげて競技者発掘・育成・強化を進めていく必要がある。そこで、強化指定者及び競技団体等が推薦する指導者及び選手（次世代ジュニアを含む）を対象として、国民スポーツ大会に向けた短期的・中長期的強化のための事業（練習会・遠征合宿・招聘等）に要する経費の一部を補助することにより、本県競技力の向上を図る。

2 補助対象

- (1) 福岡県選手強化推進実行委員会が指定する強化指定者（指導者・選手）
- (2) 各競技団体等が推薦する指導者及び選手（次世代ジュニアを含む）

3 対象事業

- (1) 国民スポーツ大会に向け、強化指定者が行う当年度強化事業
- (2) 競技団体等が推薦する指導者及び選手（次世代ジュニア）が行う中・長期的事業

4 事業対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月末日

5 補助額

実行委員会の算出基準に基づき、補助金を内示する。

補助対象経費の80%以内とする。

※用具等借上料については、事前に実行委員会事務局と協議すること。

※招聘、海外遠征を実施する場合は、事前に実行委員会事務局と協議すること。

6 補助対象経費

別紙「福岡県選手強化推進事業補助金に係る留意事項」のとおり

7 申請方法及び補助金の交付決定及び通知について

別紙「福岡県選手強化推進事業補助金交付要綱」のとおり

8 留意事項

- (1) 年間を通し、効果的・効率的な事業（練習会や合宿等）を実施するよう計画し、事前に計画書を作成、提出し実施すること。
- (2) 強化指定者の推薦は、競技団体が事前に本人及び保護者の承認を得て、事業内容等について学校長宛通知すること。
- (3) 強化指定者は原則として、国スポエントリー数の成年種別は2倍、少年種別は3倍の人数とし、強化指定者名簿を提出すること。
- (4) 競技団体等が推薦する選手（次世代ジュニアを含む）は、競技団体等の定める選考基準を満たすものとし、将来、国民スポーツ大会県代表選手となる見込みがある者。（少年種別の参加者については、当該学年の国スポエントリー対象年齢未満の選手を対象とすることができる。）
- (5) 少年種別が参加する事業計画は、原則として週休日及び長期休業中とすること。
- (6) スポーツアドバイザー派遣事業を積極的に活用すること。
- (7) 選手の育成にあたっては、県立スポーツ科学情報センターの測定を積極的に活用すること。
特に、小学生は、神経系・調整力を高めるトレーニングを取り入れること。

選手強化指導者研修会及び選手強化研修会実施要項

1 目的

本県の競技力向上を図るため、選手強化推進実行委員会が指定する指導者や選手を対象とし、最新のスポーツ振興方策とスポーツ医・科学に関する情報を提供することにより、指導者や選手の資質を高める。

2 主催

福岡県選手強化推進実行委員会、（公財）福岡県スポーツ振興センター
（公財）福岡県スポーツ協会、福岡県高等学校体育連盟、福岡県中学校体育連盟

3 共催

福岡県教育委員会

4 期日

【選手強化指導者研修会】 令和6年11月
【選手強化研修会】 令和7年1月

5 会場

福岡県立スポーツ科学情報センター（アクション福岡）
〒812-0852 福岡市博多区東平尾公園2-1-4

6 対象

【選手強化指導者研修会】

- ①各競技団体の選手強化委員長またはそれに準ずる者
- ②高体連各競技専門委員長
- ③高野連理事長
- ④中体連各競技専門部長
- ⑤高等学校教員採用試験において、「スポーツで優秀な成績を収めた者に対する特例」により採用された者

【選手強化研修会】

- ⑥各競技団体から推薦された選手及び指導者等

7 申込方法 ※申込についてはFAX・メールどちらでも可能

- (1) 対象①、⑥各競技団体関係者について
各競技団体より、参加申込書の提出により申し込むこと。
①については、必ず1名以上は受講すること。
⑥については、指導者を除き、必ず1名以上は受講すること。
- (2) 対象②高体連関係者について
県高体連事務局が参加者を取りまとめの上、申し込むこと。
- (3) 対象③高野連関係者について
県高野連事務局が参加者を取りまとめの上、申し込むこと。
- (4) 対象④中体連関係者について
県中体連事務局が参加者を取りまとめの上、申し込むこと。
- (5) 対象⑤「スポーツで優秀な成績を収めた者に対する特例」により採用された者について参加申込者が申し込むこと。

8 申込先

〒812-8575 （住所記載不要）
福岡県選手強化推進実行委員会事務局あて
県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課内

9 申込期限

詳細が決まり次第、連絡

※ 申込をしていた者が出席できなくなった場合は、所属競技団体（中体連・高体連の事務局含む）に連絡の上、必ず代理者を選出して出席させること。その場合、参加者変更届を県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課内福岡県選手強化推進実行委員会事務局あて送付すること。

FAX：092-643-3926 メール：kawano-a9049@pref.fukuoka.lg.jp

スポーツ医事・健康体力相談事業実施要項

1 目 的

強化指定者のメディカルチェック及び体力・運動能力等の科学的測定を実施し、医師やスポーツアドバイザー（大学教授等）により、結果に基づいた適切な健康管理及びトレーニング指導を行い、もって本県の競技力の維持・向上を図る。

2 対 象

- (1) 福岡県選手強化推進実行委員会が指定する強化指定者
- (2) 福岡県選手強化推進実行委員会選手強化事業の参加者のうち認められた者

3 実施期日

希望調査を行い、（公財）福岡県スポーツ振興センターで調整し、決定する。

4 会 場

福岡県立スポーツ科学情報センター

5 経 費

福岡県選手強化推進実行委員会が予算の範囲内で補助する。ただし、相談事業の使用料については免除する。

6 内 容

- (1) 総合運動能力向上相談
- (2) 全身持久力向上相談
- (3) 筋力向上相談
- (4) スポーツ心理相談
- (5) 映像分析
- (6) その他

※詳しくは福岡県立スポーツ科学情報センターに問い合わせること

7 希望調査

- (1) 実施希望日 福岡県立スポーツ科学情報センターの休所日を除いた土曜、日曜及び祝日、第4希望まで記入すること。
- (2) 提出期限 令和6年5月末日
- (3) 提出先 福岡県立スポーツ科学情報センター（アクション福岡）健康科学係
〒812-0852 福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号
TEL 092-611-1717 FAX 092-611-1600

8 その他

- (1) 各競技団体は、ジュニア選手を中心に積極的に活用すること。
- (2) 強化指定者を多数含む単一チームとしての実施も可とする。ただし、強化指定者以外の者は有料となる。

スポーツ医事・健康体力相談事業希望調査票

(種別あるいはチーム名を記入)

1 団 体 名 _____

責任者氏名 _____

連絡先住所 _____

TEL _____

2 希望相談内容 _____

3 実 施 人 数 _____ 名

4 希望実施日

第1希望	月	日	曜
第2希望	月	日	曜
第3希望	月	日	曜
第4希望	月	日	曜

5 記載責任者氏名 _____

TEL _____

※FAX、郵送、又は持参してください。

福岡県立スポーツ科学情報センター

〒812-0852

福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号

TEL : 092-611-1717

FAX : 092-611-1600

スポーツアドバイザー派遣事業実施要項

1 目 的

競技力向上に関わる各分野のアドバイザーを競技団体等が実施する強化事業に派遣し、スポーツ医・科学による支援体制の整備・充実を図る。

2 対 象

競技団体等が実施する強化事業のうち、競技力強化事業及び福岡県選手強化推進実行委員会が必要と認めた大会等

3 派遣対象者

- (1) スポーツドクター
- (2) スポーツ科学者（大学教官等）
- (3) トレーナー（理学療法士等）
- (4) 栄養士
- (5) その他競技団体等が希望するスポーツアドバイザー

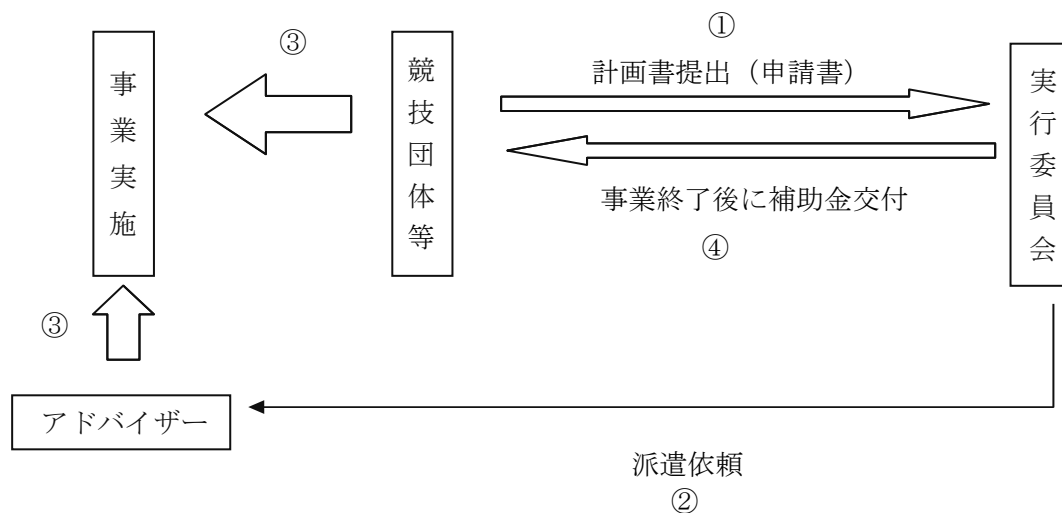
4 アドバイザーの主な業務

- (1) 競技パフォーマンスを高めるためのスキル指導やスポーツ復帰のためのトレーニング指導
- (2) 自己管理能力を高めるための選手に対する指導
- (3) スポーツ外傷、障害の予防とケア
- (4) 効果的な体力トレーニングの指導及び助言
- (5) スポーツ心理面からの指導及び助言
- (6) 栄養指導

5 経 費

派遣にかかる経費は、実行委員会が負担する。

6 手 続



(6) 福岡県選手強化推進事業補助金の交付について

下記の要綱に基づき、適切に処理すること

福岡県選手強化推進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、福岡県選手強化推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実行委員会会則第3条の規定により、体育団体等（「体育団体等」とは、(公財)福岡県スポーツ協会、(公財)福岡県スポーツ振興センター、福岡県中学校体育連盟、福岡県高等学校体育連盟、(公財)福岡県スポーツ協会加盟競技団体及び実行委員会が指定した団体等をいう。）が行う福岡県選手強化推進事業に要する経費に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定める。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第 2 条 会長は、体育団体等が実施する事業（以下「補助対象事業」という。）に対し予算の範囲内において別表により補助金を交付するものとする。

(補助対象団体等)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる体育団体等は、前条に規定する事業を行う団体等で、以下の各号に該当しないものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっているもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする体育団体等は、補助金交付申請書に別記必要書類を添えて、計画後、すみやかに会長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第 5 条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容等を審査し適当と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。補助金の交付を決定したときは、その決定した内容を補助金交付の申請をした体育団体等（以下「補助対象事業者」という。）に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第 6 条 会長は、補助金の交付の決定をする場合において、その目的を達成するために必要があるときは条件を付すものとする。

(事業計画の変更)

第 7 条 補助対象事業者は補助対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ変更交付申請書により、会長の承認を受けなければならない。

ただし、交付の決定に係る補助金の額に変更をきたさない程度の軽微な場合についてはこの限りではないが、当該事業に参加する者に変更がある場合については、参加者変更名簿を直ちに提出するものとする。

(事業実施報告書の提出)

第 8 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは完了後 1 か月以内、又は翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに事業実施報告書に別記必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 9 条 会長は、前条の規定による事業実施報告書の提出があった場合において、その内容、成果等を審査の上適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(事業の調査及び検査)

第 10 条 会長は、補助対象事業の遂行に適正を期するため、必要があると認めるときは、事業の遂行の状況を現地調査し、必要書類、帳簿及び関係資料等を検査することができる。

(補助金の概算払)

第 11 条 第 2 条の規定による補助金の支払について、会長が必要と認めるときは、交付決定額を概算払することができる。この場合においては、第 8 条に規定する事業実施報告書をもって精算するものとする。
2 補助金の概算払を受けようとするものは、概算請求書に必要事項を記載し会長に請求するものとする。

(補助金の返還等)

第 12 条 会長は、補助対象事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の額を減額し、一部又は全額の返還を命ずることができる。
(1) 補助対象事業に要した経費が補助金の額を下まわった場合
(2) 交付した補助金を目的以外の用途に使用した場合
(3) 事業計画の変更の承認を事前に受けなかった場合
(4) 補助対象事業の遂行の状況調査や必要書類等の検査を拒んだ場合
(5) 第 3 条各号に該当する団体等であることが判明した場合
(6) その他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(帳簿及びその証拠書類の保管)

第 13 条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、補助対象事業の完了した日の属する翌年度から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から一部改正、施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から一部改正、施行する。

ア 補助対象事業

補 助 対 象 事 業	
事 業 区 分	内 容
選 手 強 化	競技力強化事業（日帰り練習も含む）
ジ ュ ニ ア 対 策	中学校新人県大会等
ス ポ ー ツ 医 ・ 科 学 サ ポ ー ト	スポーツ医事・健康体力相談
	スポーツアドバイザー派遣事業
特 別 事 業	ナショナルアスリートパスウェイ構築事業

イ 補助対象経費

報 償 費	謝 金	強化指定者については1日4,000円以内 特別講師（外部指導者、学識経験者等）については実行委員会事務局と協議のうえ決定し、1日10,000円以内
旅 費	宿 泊 費	8,000円以内（素泊まり）、1泊2食付きの場合10,900円以内
	交 通 費	県内交通費一覧表及び県外交通費一覧表による
需 用 費	食 糧 費	昼食等にかかる経費
	消 耗 品 費	単価が税込み50,000円未満の物品の購入費
役 務 費	運 搬 費	大型用具を運ぶ運送費
	通 信 費	電話代、切手代
使用料及び 賃借料	会 場 使 用 料	会場使用にかかる経費 （ボウリング競技のゲーム代、ゴルフ競技の練習場打席代、練習ラウンドにかかる施設使用料など）
	用 具 等 借 上 料	用具等の借上げにかかる費用（リース代など） 貸切バス（運賃、燃料代、保険料を一括請求するものに限る） ※実行委員会事務局と協議のうえ決定する
保 険 料	保 険 料	事業の実施にかかるスポーツ傷害保険への加入料（スポーツ安全保険など）

ウ 交付手順

福岡県選手強化推進実行委員会	補助対象者（体育団体等）
● 「精算払」 の場合	
<p>1 補助金の内示</p> <p>・補助金交付申請書及び年間強化事業計画書の確認・審査 ・補助金交付の決定（当年度の4月1日）</p> <p>3 補助金の交付決定及び通知</p> <p>・事業実施報告書の確認 ・補助金の額の確定</p> <p>5 補助金の額の確定及び通知 補助金の支払い</p>	<p>補助金交付申請書及び年間強化事業計画書の作成 ・競技力強化事業 ・選手強化事業（高体連）、中学校新人県大会等</p> <p>2 補助金交付申請書及び年間強化事業計画書 （前年度末までに提出）</p> <p>事業の実施</p> <p>事業実施報告書の作成 ・競技力強化事業 ・選手強化事業（高体連）、中学校新人県大会等</p> <p>4 事業実施報告書の提出 （<u>事業完了後1ヶ月以内に必ず提出。但し、3月中旬以降に事業を実施した場合のみ</u>翌年度4月10日まで）</p>
● 「概算払」 の場合	
<p>1 補助金の内示</p> <p>・補助金交付申請書及び年間強化事業計画書の確認・審査 ・補助金交付の決定（当年度の4月1日）</p> <p>3 補助金の交付決定及び通知</p> <p>・概算払請求書の確認・審査</p> <p>5 補助金の支払い</p> <p>・事業実施報告書の確認 ・補助金の額の確定</p> <p>7 補助金の額の確定及び通知</p>	<p>補助金交付申請書及び年間強化事業計画書の作成 ・競技力強化事業 ・選手強化事業（高体連）、中学校新人県大会等</p> <p>2 補助金交付申請書及び年間強化事業計画書 （前年度末までに提出）</p> <p>4 概算払請求書の提出 （遅くとも<u>事業実施の1ヶ月前まで</u>）</p> <p>事業の実施</p> <p>事業実施報告書の作成 ・競技力強化事業 ・選手強化事業（高体連）、中学校新人県大会等</p> <p>6 事業実施報告書の提出 （<u>事業完了後1ヶ月以内に必ず提出。但し、3月中旬以降に事業を実施した場合のみ</u>翌年度4月10日まで） ※額の確定に伴い、補助金の返還が生じる場合があります。</p>

エ 補助金交付決定通知

6 福選委第 号一
令和 年 月 日

殿

福岡県選手強化推進実行委員会会長

令和6年度福岡県選手強化推進事業補助金の交付決定について（通知）

このことについて、福岡県選手強化推進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記により交付します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 月 日 6 福選委第 号で申請のあった令和6年度（ ）事業とし、その内容は当該申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

才 補助金の額の確定通知

6 福選委第 号一
令和 年 月 日

殿

福岡県選手強化推進実行委員会会長

令和 6 年度福岡県選手強化推進事業補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日 6 福選委第 号一 により交付した令和 6 年度
（ ）事業に係る補助金については、福岡県選手強化推進事業補助金交付要
綱第 8 条の規定により、下記のとおり額を確定します。

記

確 定 額 円

カ 事業変更による補助金交付決定通知

6 福選委第 号一
令和 年 月 日

殿

福岡県選手強化推進実行委員会会長

令和6年度福岡県選手強化推進事業補助金の変更交付決定について（通知）

令和 年 月 日 6 福選委第 号一 で変更交付申請のあった令和
6年度（ ）事業に係る補助金については、下記により変更交付します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日第 号一
で申請のあった（ ）事業とし、その内容は当該申請書記載のとおり
とする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合には、別に通知するところによるものとする。

変更後の補助事業に要する経費	円
変更後の補助対象経費	円
変更後の補助金の額	円

(7) 強化指定者について

実施要項に基づき、強化指定者を指定する。

強化指定者実施要項

1

福岡県選手強化推進実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、選手強化推進事業を円滑に推進するため、競技団体が指定した成年・少年種別の優秀な指導者・競技者を強化指定者とし、その育成強化を図ることを目的とする。

2 指定方針

- (1) 競技団体長は、当該競技における実績があり、競技水準が高い指導者・競技者及び将来的に競技水準が顕著に上がる可能性のある競技者を指定する。
- (2) 福岡県タレント発掘事業の受講生及び修了生を指定する。
- (3) 指導者・施設等の相互関連を考慮して指定する。

3 指定の決定・辞退

- (1) 競技団体長は、決定通知書に所属長（小・中・高校生については所属長及び保護者）及び本人の内諾書受領の手続きを経て作成された指定者一覧表並びに強化指定者指定証必要枚数一覧表を添え、実行委員会長に提出する。（様式2、様式2-2、様式2-3）
- (2) 辞退者に代わり新しく強化指定者を決定した場合は、変更通知書に当初提出した指定者一覧表を変更のうえ、実行委員会長に提出する。（様式2-2、様式2-4）

4 指定証の交付

実行委員会長は、決定した強化指定者に対し、指定証を交付する。

5 指定枠数

指定枠数は原則として、各種別国スポエントリー数を基準とし、別表のとおりとする。ただし、福岡県タレント発掘事業受講生及び修了生は指定枠数外とする。

6 指定期間

指定の期間は、各年度4月1日から翌年3月31日までとする。

7 経 費

実行委員会は、強化指定者に予算の範囲内で強化費を補助する。

8 安全対策

強化指定者に対してスポーツ傷害保険に加入等の措置をするものとする。その経費は実行委員会が負担する。

ア 強化指定者決定までの手続きについて

実施要項に基づき下記のとおり適切に処理すること

- (ア) 競技団体長は、以下の書類により強化指定指導者・強化指定選手を決定する。
 - a 強化指定指導者（監督、コーチ、医・科学スタッフ）の場合
所属長及び本人の内諾書（様式1）
 - b 強化指定選手の場合
成年：所属長及び本人の内諾書（様式1-2）
少年：所属長、保護者及び本人の内諾書（様式1-3）
- (イ) 内諾書受領については、原則として、競技団体の担当者が強化指定対象者の所属先を訪問し、所属長に事業概要を説明したうえで内諾書を受領する。内諾書は、競技団体に保管する。
 - a 強化指定対象者には事前に、監督・顧問等の内諾を得ておくよう指示する。
 - b 所属長に事前に連絡をとって訪問する。
- (ウ) 指定が決定した場合は、様式1-4により指定決定の通知をする。（2人以上を指定する場合は、様式1-5による。）
- (エ) 強化指定者より辞退の依頼があった場合。
 - a 強化指定者の所属長及び本人より競技団体長に辞退届け（様式1-6）を提出する。
 - b 競技団体長は、辞退届けを受理した場合は、指定を解除（様式1-7）し、変更通知（様式2-4）に指定者一覧（変更分：様式2-2）を添え、実行委員会長に提出する。
※ 変更理由については、備考欄に記載すること。
- (オ) (イ)の方法が困難な場合
 - a 郵送により依頼をする場合は、競技団体の担当者が強化指定対象者の所属長及び監督・顧問等に対して事前に事業概要を説明のうえ、内諾を得ておく。
 - b 郵送の種類
 - (i) 推薦依頼 成年（様式1-8）
少年（様式1-9）
 - (ii) 内諾書 強化指定指導者（監督、コーチ、医・科学スタッフ：様式1）
強化指定選手（成年：様式1-2）
〃（少年：様式1-3）

イ 強化指定者指定証について

(ア) 目的

福岡県選手強化事業の一環として、強化指定実施要項に基づき、競技団体が指定した成年・少年種別の優秀な指導者・競技者に対し、指定証を交付することにより、本県指定者の自覚を促すとともに、施設の有効利用を促進し、競技力の向上及び強化推進の一助とする。

(イ) 有効期限

各年度4月1日から翌年3月31日まで。ただし、指定が次年度も予定されるものについては、次年度の発行期日までとする。

(ウ) 減免使用施設名

- ・福岡県立スポーツ科学情報センター・福岡県立総合プール・福岡県馬術競技場
- ・福岡県立総合射撃場・福岡県立久留米スポーツセンター

(エ) 施設使用

〈県立スポーツ科学情報センター〉

指定証所有者がアリーナ、トレーニング室及び健康体力測定室を使用する場合は全額免除。ただし、その他の施設利用については、免除しない。また、利用に際しては、アリーナが使用されていない場合に限る。

アリーナとはメインアリーナ・サブアリーナ・多目的アリーナを言う。

トレーニング室とは、リラクゼーションルーム・エアロビクス室・浴室及び幼児コーナ

〈県立総合プール〉

指定証所有者が50mプール、25mプール、飛び込みプール及びスケートリンクを使用する場合は全額免除。

ただし、その他の施設利用については、免除しない。また、該当施設使用に際しては、該当施設が使用されていない場合に限る。

〈県立久留米スポーツセンター〉

陸上競技場、補助競技場、テニスコート、久留米アリーナのメインアリーナ・サブアリーナ、トレーニング室の個人使用については、全額免除。ただし、占用使用及び付帯設備等の使用については免除しない。

(オ) 指定証取り扱い留意事項

- ・福岡県選手強化推進実行委員会強化指導者及び強化指定選手としての自覚を持ち、指定証使用に際しては、指定者としてふさわしい行為をすること。
- ・ふさわしくない行為があった場合は、強化指定の取り消しを行う。
- ・指定証は、他人に譲渡もしくは貸与してはならない。
- ・指定証により施設を利用する場合は、係員に提示し、その指示に従うこと。

(カ) その他

- ・指定証内の空欄事項は、配布された後、各自で記入すること。
- ・指定証には必ず写真を添付すること。
- ・指定証に不備がある場合には、施設が利用できない。
- ・配布の際は、留意事項を遵守させること。
- ・競技団体長は、p 41の指定証必要枚数一覧（様式2—3）を提出すること。

指 定 証	
種 別 (成・少) (男・女)	写 真 (25×30)
姓 名	
生年月日 (昭和・平成) 年 月 日生 (型)	
所 属	
有効期間 令和5年4月1日～令和5年3月31日	
上記の者は、令和5年度 福岡県選手強化推進実行委員会の強化指定者であることを証明する。	
福岡県選手強化推進実行委員会長	

本証は、福岡県選手強化推進実行委員会が、福岡県の優秀な指導者・競技者に交付するものである。

留 意 事 項

- ① 指定証の有効期間は、各年度4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、指定が次年度も予定されるものについては、次年度の発行期日までとする。
- ② 本証は、他人に譲渡もしくは貸与してはならない。
- ③ 指定者としてふさわしくない行為があった場合は、強化指定の取消しを行なう。
- ④ 本証により施設を使用する場合は係員に提示し、その指示に従うこと。

選手強化指定者枠数（令和6年度）

No.	競技	種別	エントリー数		指定者数		合計	
			監督	選手	監督	選手		
1	スケート	成年男子	12	30	24	60	156	
		成年女子						
		少年男子		24		72		
		少年女子						
2	アイスホッケー	成年男子	1	16	2	32	34	
		少年男子	1	16	3	48	51	
3	スキー	成年男子	1	30	2	60	62	
		成年女子	1	10	2	20	22	
		少年男子	1	24	3	72	75	
		少年女子	1	8	3	24	27	
4	水泳	競泳	成年男子	1	9	2	18	20
			成年女子	1	9	2	18	20
			少年男子	1	18	3	54	57
		水球	成年男子	1	18	3	54	57
			少年男子	1	11	3	33	36
			女子	1	11	3	33	36
	飛込	成年男子	1	2	2	4	6	
		少年男子	1	2	3	6	9	
	アーティスティックスイミング	少年女子	1	2	3	6	9	
		男子	1	1	3	3	6	
	オープンウォータースイミング	女子	1	1	3	3	6	
		少年男子	1	9		18	21	
5	ボート	成年女子	6	9	18	18	21	
		少年男子		9		27	33	
		少年女子		9		27	33	
		少年男子		9		27	33	
6	セーリング	成年男子	1	4	2	8	10	
		成年女子	1	4	2	8	10	
		少年男子	1	3	3	9	12	
		少年女子	1	3	3	9	12	
7	カヌー	成年男子	1	5	2	10	12	
		成年女子	1	5	2	10	12	
		少年男子	1	10	3	30	33	
		少年女子	1	3	3	9	12	
8	陸上競技	成年男子	1	10	2	20	22	
		成年女子	1	11	2	22	24	
		少年男子	1	18	3	54	57	
		少年女子	1	15	3	45	48	
9	サッカー	成年男子	1	15	2	30	32	
		女子	1	15	3	45	48	
		少年男子	1	16	3	48	51	
10	テニス	成年男子	1	2	2	4	6	
		成年女子	1	2	2	4	6	
		少年男子	1	2	3	6	9	
		少年女子	1	2	3	6	9	
11	ホッケー	成年男子	1	13	2	26	28	
		成年女子	1	13	2	26	28	
		少年男子	1	13	3	39	42	
		少年女子	1	13	3	39	42	
12	ボクシング	成年男子	1	5	2	10	12	
		成年女子	1	1	2	2	4	
		少年男子	2	5	6	15	21	
13	バレーボール (ビーチバレー)	成年男子	1	12	2	24	26	
		成年女子	1	12	2	24	26	
		少年男子	1	12	3	36	39	
		少年女子	1	12	3	36	39	
		少年男子	1	2	3	6	9	
14	体操	競技	成年男子	1	5	2	10	12
			成年女子	1	5	2	10	12
			少年男子	1	5	3	15	18
			少年女子	1	5	3	15	18
		新体操	少年男子	1	5	3	15	18
			少年女子	1	5	3	15	18
トランポリン	男子	1	1	3	3	6		
	女子	1	1	3	3	6		
15	バスケットボール	成年男子	1	12	2	24	26	
		成年女子	1	11	2	22	24	
		少年男子	1	12	3	36	39	
		少年女子	1	12	3	36	39	
16	レスリング	成年男子	1	6	2	12	14	
		女子	1	2	3	6	9	
		少年男子	1	7	3	21	24	
17	ウェイトリフティング	成年男子	1	4	2	8	10	
		女子	1	3	3	9	12	
		少年男子	1	3	3	9	12	
18	ハンドボール	成年男子	1	12	2	24	26	
		成年女子	1	12	2	24	26	
		少年男子	1	12	3	36	39	
		少年女子	1	12	3	36	39	
小計①			91	689	231	1,760	1,991	

*成年種別はエントリー数の2倍、少年は3倍を基準とする。

*各競技・各種別に医・科学スタッフ枠を1名設ける。

No.	競技	種別	エントリー数		指定者数		合計
			監督	選手	監督	選手	
19	自転車	成年男子	1	5	2	10	12
		成年女子	1	2	3	6	9
		少年男子	1	5	3	15	18
20	ソフトテニス	成年男子	1	5	2	10	12
		成年女子	1	5	2	10	12
		少年男子	1	5	3	15	18
		少年女子	1	5	3	15	18
21	卓球	成年男子	1	3	2	6	8
		成年女子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	3	3	9	12
		少年女子	1	3	3	9	12
22	軟式野球	成年男子	1	15	2	30	32
23	相撲	成年男子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	5	3	15	18
24	馬術	成年男子	1	4	2	8	10
		成年女子	1	4	2	8	10
25	フェンシング	少年男子	1	5	3	15	18
		成年男子	1	3	2	6	8
		成年女子	1	3	2	6	8
26	柔道	少年男子	1	3	3	9	12
		少年女子	1	3	3	9	12
27	ソフトボール	成年男子	1	12	2	24	26
		成年女子	1	13	2	26	28
		少年男子	1	13	3	39	42
		少年女子	1	13	3	39	42
28	バドミントン	成年男子	1	3	2	6	8
		成年女子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	3	3	9	12
		少年女子	1	3	3	9	12
29	弓道	成年男子	1	3	2	6	8
		成年女子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	3	3	9	12
		少年女子	1	3	3	9	12
30	ライフル射撃	成年男子	1	5	2	10	12
		成年女子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	3	3	9	12
		少年女子	1	3	3	9	12
31	剣道	成年男子	1	5	2	10	12
		成年女子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	5	3	15	18
		少年女子	1	5	3	15	18
32	ラケットスポーツ	成年男子	1	10	2	20	22
		少年男子	1	23	3	69	72
33	スポーツクライミング	成年男子	1	2	2	4	6
		成年女子	1	2	2	4	6
		少年男子	1	2	3	6	9
		少年女子	1	2	3	6	9
34	アーチェリー	成年男子	2	3	6	6	12
		成年女子		3		6	
		少年男子		3		9	
		少年女子		3		9	
35	空手道	成年男子	1	4	2	8	10
		成年女子	1	2	2	4	6
		少年男子	1	2	3	6	9
		少年女子	1	2	3	6	9
36	銃剣道	成年男子	1	3	2	6	8
		少年男子	1	3	3	9	12
37	クレール射撃	トラップ	1	3	2	6	8
		スキート	1	3	2	6	8
38	なぎなた	成年女子	1	3	2	6	8
		少年女子	1	3	3	9	12
39	ボウリング	成年男子	1	4	2	8	10
		成年女子	1	4	2	8	10
		少年男子	1	2	3	6	9
		少年女子	1	2	3	6	9
40	ゴルフ	成年男子	1	3	2	6	8
		女子	1	3	3	9	12
		少年男子	1	3	3	9	12
41	トライアスロン	成年男子	1	2	2	4	6
		成年女子	1	2	2	4	6
小計②			72	330	180	826	1006
合計（小計①+小計②）			163	1019	411	2586	2997

(様式1) [指導者用]

内 諾 書

各競技団体長 殿

所属所名

住所 (〒)

TEL

所属長名

令和6年度福岡県選手強化推進事業_____競技(成年・少年)の部の強化指定指導者として下記の者の推薦を内諾します。

なお、決定のうえは選手強化推進事業の趣旨を理解のうえ強化活動に協力いたします。

(指導者名)

令和 年 月 日

内 諾 書

各競技団体長 殿

所属所名

住所 (〒)

TEL

指導者名

令和6年度福岡県選手強化推進事業_____競技(成年・少年)の部の強化指定指導者として内諾いたします。

なお、決定のうえは選手強化推進事業の趣旨を理解のうえ強化活動に協力いたします。

令和 年 月 日

内 諾 書

各競技団体長 殿

所属所名

住所(〒)

TEL

所属長名

令和6年度福岡県選手強化推進事業_____競技成年の部の強化指定選手として
下記の者の推薦を内諾します。

なお、決定のうえは選手強化推進事業の趣旨を理解のうえ強化活動に協力いたします。

(選手名)

令和 年 月 日

内 諾 書

各競技団体長 殿

所属所名

住所(〒)

TEL

選手名

令和6年度福岡県選手強化推進事業_____競技成年の部の強化指定選手として
内諾いたします。

なお、決定のうえは選手強化推進事業の趣旨を理解のうえ強化活動に協力いたします。

令和 年 月 日

内 諾 書

各競技団体長 殿

所属所名

住所(〒)

TEL

学校長名

令和6年度福岡県選手強化推進事業_____競技少年の部の強化指定選手として
下記の推薦を内諾します。

なお、決定のうえは選手強化推進事業の趣旨を理解のうえ強化活動に協力いたします。

(選手名)

令和 年 月 日

内 諾 書

各競技団体長 殿

所属所名

住所(〒)

TEL

選手名

保護者名

令和6年度福岡県選手強化推進事業_____競技少年の部の強化指定選手
として内諾いたします。

なお、決定のうえは選手強化推進事業の趣旨を理解のうえ強化活動に協力いたします。

令和 年 月 日

(様式1-4)

令和 年 月 日

各 所 属 長 殿

競技団体名
会 長

令和6年度福岡県選手強化推進事業の強化指定者決定について（通知）

標記事業に対して貴所属下記の方を、本年度事業の強化指定者に決定しました。

については、趣旨を御理解のうえ、遠征・合宿等強化推進事業により一層の御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 氏 名

2 競技・種別

競 技

種 別

3 指定区分

4 指定期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(様式1-5)

所属 _____

() 競技強化指定者一覧

番号	種別	指定区分			選手	氏名
		指導者				
		監督	コーチ	医・科学 スタッフ		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※指定者2人以上用

(様式1-6)

辞 退 届

各 競 技 団 体 長 殿

氏 名

下記の理由により、令和6年度福岡県選手強化推進事業の強化指定を辞退いたします。
なお、所属長の承認を得ておりますので申し添えます。

記

1 所 属 名 _____

2 競 技 ・ 種 別 競技名 _____

種 別 _____ 指定区分 _____

3 辞 退 理 由

(様式1-7)

令和 年 月 日

各 所 属 長 殿

競技団体名
会 長

令和6年度福岡県選手強化推進事業強化指定の解除について（通知）

令和 年 月 日付けで貴所属 様を 競技強化指定
(指導者, 医・科学スタッフ, 選手) として通知しておりましたが、指定を解除することに決定いたしましたので、お知らせします。

(様式1-8) [成年]

各 所 属 長 殿

競技団体名
会 長

令和6年度福岡県選手強化推進事業強化指定者の推薦について（依頼）

標記の件につきまして、本連盟（協会）で慎重に検討のうえ、貴所属の下記の方を成年の部の強化指定者として推薦させていただくことに決定いたしました。

については、御承引のうえ、同封の内諾書を下記あて御送付くださいますようお願いいたします。

記

1 強化指定区分及び氏名

強化指定区分	氏 名	強化指定区分	氏 名
監・コ・ス・選		監・コ・ス・選	
監・コ・ス・選		監・コ・ス・選	
監・コ・ス・選		監・コ・ス・選	
監・コ・ス・選		監・コ・ス・選	
監・コ・ス・選		監・コ・ス・選	

監は監督、コはコーチ、スは医・科学スタッフ、選は選手

2 送付・連絡先

3 送付期日 令和 年 月 日

(様式1-9) [少年]

各所属学校長 殿

競技団体名
会 長

令和6年度福岡県選手強化推進事業強化指定者の推薦について（依頼）

標記の件につきまして、本連盟（協会）で慎重に検討のうえ、貴校所属の下記の方（職員・生徒・児童）を少年の部の強化指定者として推薦させていただくことに決定いたしました。
については、御承引のうえ、同封の内諾書を下記あて御送付くださいますようお願いいたします。

記

1 強化指定区分及び氏名

強化指定区分	氏 名	強化指定区分	氏 名
監・コ・ス・選		監・コ・ス・選	
監・コ・ス・選		監・コ・ス・選	
監・コ・ス・選		監・コ・ス・選	
監・コ・ス・選		監・コ・ス・選	
監・コ・ス・選		監・コ・ス・選	

監は監督、コはコーチ、スは医・科学スタッフ、選は選手

2 送付・連絡先

3 送付期日 令和 年 月 日

(様式2)

令和 第 年 月 日
号

福岡県選手強化推進実行委員会会長 殿

競技団体名

会 長 名

令和6年度福岡県選手強化推進事業における強化指定者一覧表の提出について

本競技団体において、別紙のとおり令和6年度福岡県選手強化推進事業における強化指定者（監督，コーチ，医・科学スタッフ，選手）を決定いたしましたので、お知らせいたします。

(様式2-2)

選手強化推進事業強化指定者一覧表 (

競技)

NO.

番号	区分	種別	氏名	所属名	学年	年齢	所属の所在地	備考
1							〒 TEL	
2							〒 TEL	
3							〒 TEL	
4							〒 TEL	
5							〒 TEL	
6							〒 TEL	
7							〒 TEL	
8							〒 TEL	
9							〒 TEL	
10							〒 TEL	
11							〒 TEL	
12							〒 TEL	
13							〒 TEL	
14							〒 TEL	
15							〒 TEL	
16							〒 TEL	
17							〒 TEL	
18							〒 TEL	
19							〒 TEL	
20							〒 TEL	

記入上注意

※5月末までに提出すること。

※区分の欄は、監督、コーチ、科学(医・科学スタッフ)、選手の順に記入すること。

※種別の欄は、男子、女子の順に記入すること。

(様式2-3)

指定証必要枚数一覧

競技団体名 _____

会 長 名 _____

記載責任者 _____

種別	指定区分		男 子	女 子
成年	指 導 者	監 督	名	名
		コ ー チ	名	名
		医・科学 スタッフ	名	名
	選 手		名	名
少年	指 導 者	監 督	名	名
		コ ー チ	名	名
		医・科学 スタッフ	名	名
	選 手		名	名
福岡県タレント発掘事業受講生			名	名
福岡県タレント発掘事業修了生			名	名
小 計			名	名
総 計			名	名

<備考>

- ・福岡県タレント発掘事業受講生及び修了生は、指定枠数外となります。

(様式2-4)

令和 第 年 月 日
号

福岡県選手強化推進実行委員会会長 殿

競技団体名
会 長

令和6年度福岡県選手強化推進事業における強化指定者の変更について

本競技団体において、別紙のとおり令和6年福岡県選手強化推進事業における強化指定者（監督、コーチ、医・科学スタッフ、選手）を変更しましたので、お知らせいたします。

令和6年度ナショナルアスリートパスウェイ構築事業実施要項

1 目的

- (1) 対象競技への高い資質を有する九州各県のタレント発掘事業受講生やジュニアアスリートを選考し、そのタレント同士が切磋琢磨できる育成環境を整備することで、恒常的にナショナルタレントを輩出する。
- (2) 中央競技団体のトップコーチを招聘し、高品質の合同育成・検証プログラムを行うことで、優れたタレントが中央競技団体に確実に見いだされ、本格的な育成システムへのアスリートパスウェイにつなげるとともに、競技別プログラムに参加する指導者の資質向上を図る。

2 主催

福岡県選手強化推進実行委員会

3 共催

九州ホッケー協会 九州フェンシング協会 九州アーチェリー連盟 福岡県教育委員会
公益財団法人福岡県スポーツ振興センター

4 後援(令和5年度)

佐賀県、長崎県教育委員会、熊本県教育委員会、宮崎県教育委員会、沖縄県

5 協力

公益社団法人日本ホッケー協会 公益社団法人日本フェンシング協会
公益社団法人全日本アーチェリー連盟

6 事業概要

- (1) 指定選手選考会等の開催
 - ① 福岡県タレント発掘事業受講生や本県ジュニアアスリートを対象に、中央競技団体コーチ等による体力測定、スキルテスト等を実施する選考会を開催する。
 - ② 対象競技において、関係競技団体から高い資質を有する九州各県ジュニアアスリートを推薦してもらうことで、アスリート指定選手として選考する。
- (2) 競技別プログラムの実施
 - ① 専門指導者による合同プログラム及び各自で行う個別育成プログラムを実施する。
 - ② 中央競技団体コーチ等を招聘した合同育成・検証プログラム及び地域の専門指導者による合同育成プログラムを実施する。
 - ③ 中央競技団体のアスリートパスウェイにつなげる事業と併せて、九州各県の指導者を対象とした研修会を開催する。
- (3) 九州タレント発掘ネットワークの構築と活用
国や各都道府県が行っているタレント発掘や、パスウェイ構築に係る最新情報共有のためのネットワークを構築することで、自県の事業に活かすとともに、適性競技と出会うチャンスをつくるなど、子供のスポーツ環境の整備充実に努める。

7 対象競技及び対象者

- (1) 対象競技(令和6年度)
 - ホッケー
 - フェンシング(サーブル)
 - アーチェリー
- (2) 対象者
 - ・ 対象競技への高い資質を有する福岡県タレント発掘事業受講生をはじめ、九州各県のタレント発掘事業受講生やジュニアアスリート
 - ・ ホッケー及びフェンシングについては原則中学生
 - ・ アーチェリーについては原則小学生(高学年)～中学2年生